

## 公 募 公 告

有償による庁舎等の使用及び収益の許可を受けて、福利厚生施設（食堂）の出店・営業を希望する者の募集について、下記のとおり公告に付する。

### 記

#### 1 公募に付する事項

- (1) 件名 九段第2合同庁舎内における福利厚生施設（食堂）の出店・営業
- (2) 募集者数 1社（者）

#### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものに該当しない者として次の要件を満たすもの。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を

- 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (7) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (8) 下記4の企画案募集説明会に参加しない者は、原則として公募に参加できないものとするが、説明会に参加できない特段の事由がある場合は、令和6年1月19日（金）午後5時までに下記3の問合せ先まで申し出ること。

### 3 応募申込み

公募への参加を希望する者は、令和6年1月19日（金）午後5時までに次の申込先に来庁又は電話により申込みを行い、下記4の企画案募集説明会に出席すること。

#### 【 申込先及び問合せ先 】

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎  
東京法務局総務部会計課施設係 宮川  
電話 03-5213-1258（直通）

#### 【 申込受付期間 】

令和6年1月9日（火）から同月19日（金）の午前9時から午後5時まで（ただし行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

### 4 企画案募集説明会

- (1) 開催日時 令和6年1月22日（月）午後1時30分から
- (2) 開催場所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号  
九段第2合同庁舎5階供託課会議室
- (3) 説明事項 業務の概要等に関する事項

5 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

以上、公告する。

令和6年1月9日

法務省所管国有財産部局長

東京法務局長 平 光 信 隆